

「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」 一部改正について

令和8年3月12日（木）
疾病・感染症対策課

整備指針の一部改正（令和7年8月29日）

○ 改正の経緯

- ・前整備指針で示したがん医療の均てん化（拠点病院を中心に三大療法・緩和ケア・相談支援センターの提供及びがん登録や多職種カンファレンス）から集約化も推進。

○ 主なポイント

- ・都道府県も都道府県がん診療連携協議会（以下、診療連携協議会）に参画し、都道府県拠点病院とともに診療連携協議会の事務局運営を担う。
また、診療連携協議会には拠点病院に加えて、地域におけるがん医療を担う者、患者団体等の参画を必須とする。
- ・均てん化・集約化の議論を診療連携協議会が主体となり進める。
- ・都道府県単位・二次医療圏単位のがん患者に対する三大療法（手術療法・放射線療法・薬物療法）を中心としたがん医療の需給を予測・把握することが求められている。
- ・特に放射線療法は診療連携協議会において議論の場を設けて将来的な装置の導入・更新を見据えた計画的な議論を行うことが求められている。

○ 令和7年度の対応

- ・事務局に県が参画。（R8.1.22）